

# 規制の事前評価書

法令案の名称：医療法等の一部を改正する法律案

規制の名称：基準病床数に関する規制の見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：医政局地域医療計画課

評価実施時期：令和7年1月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【拡充】

#### <法令案の要旨>

・病院の開設の許可又は病院の病床数の増加等の増床の申請（以下「増床の申請」という。）があった場合であって、以下の①・②いずれにも該当するときは、申請者に理由等の提出及び地域医療構想調整会議での説明、都道府県医療審議会での説明を求め、これらを踏まえ、地域医療構想の達成の推進のために当該申請に係る病床を必要としないと認めるときは、増床の許可を与えないことができる旨を規定する。

① 当該申請により既存病床数が基準病床数に満たないと認めるとき

② 当該申請により既存病床数が将来の病床数の必要量を超えることになると認めるとき

#### <規制を拡充する背景、発生している課題とその原因>

・病院の開設や病床数の変更について許可制としている理由としては、当該医療機関が、一定の期間、入院医療の提供をすることを目的としたものであるため、衛生規制の観点から、構造設備等についての要件が詳細かつ厳格であることが求められることに加え、病床の量的規制の観点から、無秩序な病床の増加をコントロールし、医療資源の地域的偏在を是正することが求められることが挙げられている。

・これまで、効率的な病床整備を進めてきたが、基準病床数が将来の病床数の必要量を大幅に上回る都道府県が一定数存在し、当該都道府県のうち一部において、将来の病床数の必要量を超えた病床整備を行おうとする事例があった。

・2040年頃を見据えさらに高齢化・生産年齢人口の減少が進むことを踏まえると、新たな地域医療構想では、より一層効率的な病床整備を行うことが求められている。

#### <必要となる規制拡充の内容>

・増床の申請があった場合であって、以下の①・②いずれにも該当するときは、申請者に理由等の提出及び地域医療構想調整会議での説明、都道府県医療審議会での説明を求め、これらを踏まえ、地域医療構想の達成の推進のために当該申請に係る病床を必要としないと認めるときは、増床の許可を与えないことができる旨を規定する。

① 当該申請により既存病床数が基準病床数に満たないと認めるとき

② 当該申請により既存病床数が将来の病床数の必要量を超えることになると認めるとき

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

**【拡充】**

**<その他の規制手段の検討状況>**

検討した  検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・病床に関する都道府県知事の既存の権限の内容を踏まえ、これまでにない、既存病床数が基準病床数を超えず、将来の病床数の必要量を超えるときについての権限行使の内容について検討したものであり、他の規制手段の導入の必要性は示されなかったため。

**<その他非規制手段の検討状況>**

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・都道府県別・構想区域別に、病床機能報告上の病床数と必要量、医療機関の診療実績等が見える化し、これらのデータを有効に活用して、地域医療構想調整会議の分析・議論の活性化につなげる取組を進めている。

**3 効果（課題の解消・予防）の把握**

**【拡充】**

- ・地域の需要・医療資源の状況等を踏まえた効率的な病床整備を図る。

**4 負担の把握**

**【拡充】**

**<遵守費用>**

- ・当該規制の拡充にかかる直接的な費用負担は発生しない。

**<行政費用>**

- ・当該規制の拡充にかかる直接的な費用負担は発生しない。

**5 利害関係者からの意見聴取**

**【拡充】**

意見聴取した  意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

・

**<主な意見内容と今後調整を要する論点>**

- ・第8次医療計画で基準病床数が増えたため許可された病床について、新たな必要病床数が推計された際に、それを上限として増床できなくなる混乱が生じないようにすべき。

**<関連する会合の名称、開催日>**

- ・第13回新たな地域医療構想等に関する検討会、令和6年12月3日

**<関連する会合の議事録の公表>**

- ・厚労省 HP にて公開 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei\\_436723\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_436723_00010.html))

## 6 事後評価の実施時期

### 【拡充】

#### ＜見直し条項がある法令案＞

- ・見直し条項（法律の施行後5年）を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案のうえ、事後評価を実施し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。